

### 1.3. 「口腔機能向上」の効果

一生おいしく、楽しく、そして安全な食生活の営みは、誰もが共通した願望である(表1)。

表1 要介護高齢者の日常生活における関心事(施設で楽しいこと)について<sup>1)</sup>

	1位	2位	3位
特別養護老人ホーム (9施設 n=773)	食事 44.8%	行事参加 28.0%	家族訪問 25.3%
老人保健施設 (13施設 n=1324)	食事 48.4%	家族訪問 40.0%	行事参加 35.2%
老人病院(9病棟 n=362)	食事 40.0%	家族訪問 39.4%	テレビ 28.3%
療養型病院(1施設 n=50)	食事 55.1%	家族訪問 55.1%	テレビ 30.0%

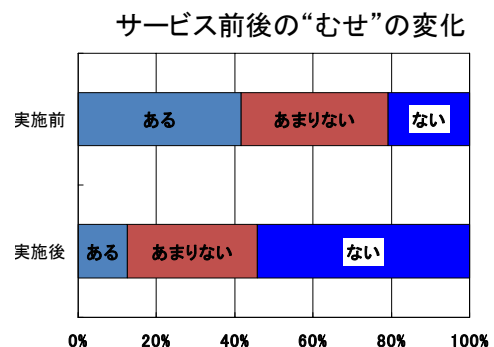
口腔機能向上を実施することにより以下が科学的に論証されている<sup>2,3,4,5,6,7)</sup>。

1. 食べる楽しみを得ることから、**生活意欲の高揚**がはかれる。
2. 会話、笑顔がはずみ、**社会参加が継続**する。
3. 自立した生活と**日常生活動作の維持、向上**がはかれる。
4. 低栄養、脱水が予防できる。
5. 誤嚥、肺炎、窒息の予防ができる。
6. 口腔内の崩壊(むし歯、歯周病、義歯不適合)が止まる。
7. 経口摂取の質と量が高まる。



東京都西多摩保健所「かむかむ元気レシピ」より

口腔機能向上サービスに積極的に取り組んでいる地域では、**行政と歯科医師会、医療機関などとの連携**が円滑に行われており、口腔機能向上サービスを行った前後で、“むせ”を自覚する方の割合が、約40%から約10%へ減少し、自覚しない方の割合が約20%から約50%に増加しているなど、良好な結果が出ている。



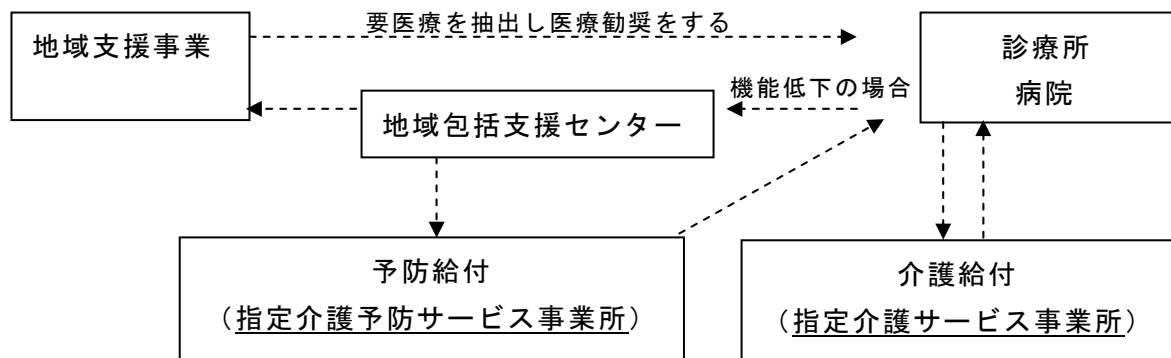
平成19年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 岩手県歯科医師会の調査より

#### 1.4. 保健、医療、福祉の連携

地域支援事業は、市町村が主体となり実施するものである。

予防給付は、指定介護予防サービス事業所により実施される。

なお、介護給付は、指定介護サービス事業所により実施される。



地域包括ケアの実現を目指して、担当者は情報を共有しながら、効率的な連携をはかる。

## 2. 一般高齢者施策、特定高齢者施策、予防給付によるサービス、および介護給付の特性

### 2.1. 介護予防一般高齢者施策（表2）

地域支援事業における口腔機能向上のための介護予防一般高齢者施策は、地域に在住する65歳以上のすべての高齢者（各市町村における全ての第1号被保険者（65歳以上））を対象として、口腔機能向上の介護予防に資する事業を通じて生涯にわたって自己実現をめざすことを支援するよう、食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防等を達成するための正しい知識と技術、生活機能を評価する意義の普及・啓発や、活動的に社会への参画が図られるような健康教室などの事業を達成するための「地域づくり・まちづくり」を目指すものである。

### 2.2. 介護予防特定高齢者施策（表2）

介護予防特定高齢者施策における「口腔機能向上」は、口腔機能が低下しているおそれがあり、要介護認定を受けていない虚弱な高齢者を対象として、生活機能の維持・向上を通じて要介護状態に陥らないよう、口腔機能が低下している状態を早期発見し、利用者が口腔機能向上の介護予防に資する事業を通じて、早期に改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援するものである。

本事業では、通所型介護予防事業を中心として、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能訓練を実施する。本サービスの利用者への個別サービス計画の作成にあたっては、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを経て作成される介護予防ケアプランに基づき、利用者本人等への適切な助言ができるように検討すること、また、通所サービスを利用できない高齢者には、必要に応じて訪問型介護予防事業として歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等による訪問指導を実施する。

なお、本事業の利用者は、介護予防一般高齢者施策において実施される介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業も効果的に利用する

### 2.3. 予防給付（表3）

予防給付における口腔機能向上サービスは、要介護認定における要支援1及び要支援2の者において口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者を対象に行われ、要介護状態への悪化防止や要支援状態からの改善を目指して実施する。

要支援者の口腔機能が低下している状態を早期に発見して、利用者が口腔機能向上の介護予防に資するサービスを通じて、早期に改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援するものである。

本事業では、通所系サービス事業所において、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能等の向上支援を実施する。

本サービスの利用者への口腔機能改善管理指導計画の作成にあたっては、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを経て作成される介護予防ケアプランに基づき、通所系サービス事業所の介護職員等の関連職種と利用者本人等への適切な助言ができるように検討すること、また、介護予防一般高齢者施策において実施される介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業も効果的に利用する。

### 2.4. 介護給付（表3）

介護給付における口腔機能向上サービスは、要介護認定における要介護1から5の者において口腔機能が低下している者を対象に行われ、要介護度の重度化の予防、また現在の機能維持さらには改善を目指して実施する。

要介護者の口腔機能が低下している状態を早期に発見して、利用者が口腔機能向上の介護給付に資するサービスを通じて、機能維持さらには改善することにより、自分らしい生活の確立と自己実現を、利用者家族等との協議を通し支援するものである。

本事業では、通所系サービス事業所において、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能等の向上支援を実施する。

本サービスの利用者への口腔機能改善管理指導計画の作成にあたっては、居宅介護支援事業所による介護ケアマネジメントを経て作成される介護ケアプランに基づき、通所系サービス事業所の介護職員等の関連職種と利用者本人さらに利用者家族への適切な助言ができるように検討することが求められる。